

基発 1228 第 15 号  
平成 30 年 12 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 30 年厚生労働省令第 112 号）による改正後の労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号。以下「則」という。）及び労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針（平成 30 年厚生労働省告示第 323 号。以下「指針」という。）の内容等については、平成 30 年 9 月 7 日付け基発 0907 第 1 号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法の施行について」により通知したところであるが、これらの解釈については下記によることとするので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 フレックスタイム制（法第 32 条の 3 関係）

＜時間外・休日労働協定及び割増賃金との関係＞	
問 1	清算期間が 1 箇月を超える場合において、清算期間を 1 箇月ごとに区分した各期間を平均して 1 週間当たり 50 時間を超えて労働させた場合、法第 36 条第 1 項の協定（以下「時間外・休日労働協定」という。）の締結と割増賃金の支払は必要か。
答 1	清算期間が 1 箇月を超える場合において、清算期間を 1 箇月ごとに

	<p>の実態等を踏まえて、必要な内容を労使間で協定すべきものである。</p> <p>例えば、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 2 の規定に基づく自発的健康診断の要件として、1 月当たり 4 回以上深夜業に従事したこととされていることを参考として協定することも考えられる。</p>
<p>&lt;指針第 8 条第 3 号の休息时间&gt;</p>	
問 13	<p>指針第 8 条第 3 号の「休息时间」とはどのような時間か。目安となる時間数はあるか。</p>
答 13	<p>指針第 8 条第 3 号の「休息时间」は、使用者の拘束を受けない時間をいうものであるが、限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置として望ましい内容を規定しているものであり、休息時間の時間数を含め、その具体的な取扱いについては、労働者の健康及び福祉を確保するため、各事業場の業務の実態等を踏まえて、必要な内容を労使間で協定すべきものである。</p>
<p>&lt;法第 36 条第 11 項に規定する業務の範囲&gt;</p>	
問 14	<p>法第 36 条第 11 項に規定する「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」の具体的な範囲如何。</p>
答 14	<p>法第 36 条第 11 項に規定する「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」は、専門的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品等の研究開発の業務をいい、既存の商品やサービスにとどまるものや、商品を専ら製造する業務などはここに含まれないこと。</p>
<p>&lt;則第 69 条第 1 項第 3 号の対象となる範囲&gt;</p>	
問 15	<p>則第 69 条第 1 項第 3 号の対象となる範囲如何。</p>
答 15	<p>建設現場における交通誘導警備の業務を主たる業務とする労働者を指すものである。</p>
<p>&lt;自動車の運転の業務の範囲&gt;</p>	
問 16	<p>法第 140 条及び則第 69 条第 2 項に規定する自動車の運転の業務の範囲如何。</p>
答 16	<p>法第 140 条及び則第 69 条第 2 項に規定する「自動車の運転の業務」に従事する者は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）第 1 条の自動車運転者と範囲を同じくするものである。</p> <p>すなわち、改善基準告示第 1 条の「自動車の運転に主として従事する者」が対象となるものであり、物品又は人を運搬するために自動車を運転することが労働契約上の主として従事する業務となっている者は原則として該当する。（ただし、物品又は人を運搬するために自動車を運転することが労働契約上の主として従事する業務となってい</p>

	<p>ない者についても、実態として物品又は人を運搬するために自動車を運転する時間が現に労働時間の半分以上を超えており、かつ、当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分以上を超えることが見込まれる場合には、「自動車の運転に主として従事する者」として取り扱うこと。）</p> <p>そのため、自動車の運転が労働契約上の主として従事する業務でない者、例えば、事業場外において物品等の販売や役務の提供、取引契約の締結・勧誘等を行うための手段として自動車を運転する者は原則として該当しない。</p> <p>なお、労働契約上、主として自動車の運転に従事することとなっている者であっても、実態として、主として自動車の運転に従事することがなければ該当しないものである。</p>
<p>&lt;「医業に従事する医師」の範囲&gt;</p>	
問 17	<p>法第 141 条に規定する「医業に従事する医師」の範囲如何。</p>
答 17	<p>労働者として使用され、医行為を行う医師をいう。なお、医行為とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為をいうものである。</p>
<p>&lt;労働者派遣事業の場合&gt;</p>	
問 18	<p>労働者派遣事業を営む事業主が、法第 139 条から第 142 条までに規定する事業又は業務に労働者を派遣する場合、これらの規定は適用されるのか。</p> <p>また、事業場の規模により法第 36 条の適用が開始される日が異なるが、派遣元又は派遣先のいずれの事業場の規模について判断すればよいか。</p>
答 18	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 44 条第 2 項前段の規定により、派遣中の労働者の派遣就業に係る法第 36 条の規定は派遣先の使用者について適用され、同項後段の規定により、時間外・休日労働協定の締結・届出は派遣元の使用者が行うこととなる。</p> <p>このため、法第 139 条から第 142 条までの規定は派遣先の事業又は業務について適用されることとなり、派遣元の使用者においては、派遣先における事業・業務の内容を踏まえて時間外・休日労働協定を締結する必要がある。</p> <p>また、事業場の規模についても、労働者派遣法第 44 条第 2 項前段の規定により、派遣先の事業場の規模によって判断することとなる。</p> <p>時間外・休日労働協定の届出様式については、派遣先の企業規模や</p>